

令和4年度版

図書館年報



川西市立中央図書館

目 次

1	沿革	1~6
2	施設	7~8
3	組織	9
4	業務	10
5	図書館協議会	11
6	予算・決算	11
7	図書館資料	
	(1)蔵書数	12
	(2)分類別蔵書数	12~13
	(3)新聞・雑誌	13
	(4)雑誌タイトル	14
8	利用状況	
	(1)登録者数	15
	(2)貸出者数	16
	(3)貸出冊数	16
	(4)ベストリーダー	17
9	各種サービス	
	(1)予約リクエスト	18
	(2)レファレンス	18
	(3)相互貸借	18
	(4)資料複写	19
	(5)情報検索システム	19
	(6)障がい者サービス	19
	(7)団体貸出	19
	(8)公民館図書室への配送	19
	(9)登録グループ	20
	(10)ボランティアグループ	20
10	電子図書館	
	(1)利用状況	21
	(2)蔵書数	21
11	年間行事等	
	(1)定期集会活動	22
	(2)展示等	22
	(3)リサイクル展	22
	(4)児童サービス	22
	(5)障がい者サービス	22
	(6)講演・講座	22
	(7)見学・実習	23
	(8)共催イベント	23
	(9)子どもの読書活動推進協議会主催講座等	23
	川西市立図書館の設置及び管理に関する条例	24
	川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	26
	川西市立中央図書館公衆無線LAN(Wi-Fi)サービス利用規約	37

1 沿革

昭和55年

1月 川西市の図書館建設に伴う基本調査を委託

56年

3月 「川西市の図書館建設基本構想にかかる調査研究について」の報告書が完成

58年

1月 移動図書館「ともしび」が11か所のステーションに運行開始

59年

4月 移動図書館が「鶯台自治会館」に巡回開始

5月 移動図書館「清和台センターモール駐車場」廃止

60年

4月 移動図書館が「満願寺」に巡回開始

63年

5月 移動図書館「西友多田店前駐車場」廃止

6月 移動図書館が「北陵集会所」に巡回開始

平成 2年

4月 図書館開設準備室を設置

5月 移動図書館「明峰小学校正門前」廃止

12月 「川西市立図書館設置条例」公布

3年

2月 「川西市立図書館設置条例施行規則」公布

3月 移動図書館「川西農協久代分室駐車場」「鴨神社境内」「川西小学校校庭」「JR川西池田駅前」「川西市役所駐車場」廃止

4月12日 川西市立中央図書館開館

市内7公民館図書室と専用回線のコンピュータ・オンラインで相互貸借を開始

5月 移動図書館が「東久代馬入公園」「多田浄水場前」「けやき坂自治会館」「老人福祉センター」「一庫社務所横」「美山台案内所駐車場」に巡回開始

8月 移動図書館「湯山台団地入口」廃止

9月 移動図書館が「藤ヶ丘第3公園」「西多田自治会館」に巡回開始

10月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
阪神地区公共図書館の広域利用開始

4年

4月 移動図書館が「東畦野公民館」「大和第3自治会館」に巡回開始

10月 移動図書館「多田浄水場前」廃止

11月 移動図書館が「トウカエデ公園」に巡回開始

5年

1月 移動図書館第2代「ともしび」が新規改造して運行開始

- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 6月 土・日曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
- 6年
- 3月 移動図書館「大和第1自治会館」廃止
- 4月 移動図書館が「大和第2自治会館」に巡回開始
- 7年
- 1月17日の兵庫県南部地震で被災のため26日まで休館**
- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 4月 移動図書館が「久代」「南野坂」「丸山台」の仮設住宅に巡回開始
- 9月 兵庫県南部地震で被災した天井修理のため25日から30日まで休館
- 8年
- 2月 移動図書館「播安酒販駐車場」廃止
- 9年
- 1月 移動図書館が「県営川西東多田団地」「多田保育所」に巡回開始
- 2月 図書館コンピュータシステム「富士通ILIS/X-50」を「富士通ILIS/X-30」に移行するため21日から3月6日まで休館
- 公民館図書室とのコンピュータ・オンラインを専用回線からINSネット64に切替
- 10月 移動図書館「久代仮設住宅」「南野坂仮設住宅」「丸山台仮設住宅」廃止
- 11月 移動図書館が「石道児童公園」「県営けやき坂高層住宅」に巡回開始
- 10年
- 5月 移動図書館「けやき坂自治会館」「美山台案内所駐車場」廃止
- けやき坂公民館・北陵公民館の図書室開室に伴う相互貸借を開始
- 9月 移動図書館が「西緑が丘はなさきもり公園」に巡回開始
- 11年
- 4月 市内公民館図書室が広域利用を開始
- 12年
- 4月 「川西市立図書館設置条例」「同施行規則」に施設使用管理規定を整備して「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」と改称
- 5月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市図書館交流の調印を締結
- 6月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市交流コーナーを館内に開設
- 9月 移動図書館「一庫社務所横」廃止
- 10月 移動図書館が「一庫3丁目6」に巡回開始
- 14年
- 2月 図書館コンピュータシステムを「富士通iLiswing21/UX」に更新、移行作業のため14日から28日まで休館
- 3月 ホームページを開設
- 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を

6冊から8冊に拡充

- 4月 「こどもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、23日を開館して「こども読書の日」記念事業を実施

15年

- 4月 大和サービスセンターで返却図書を受付を開始
- 7月 移動図書館が「満寿荘」に巡回開始

16年

- 3月 C D 試聴サービスを廃止
- 7月 5階調査相談室にB P S (図書無断持ち出し防止装置)を設置

17年

- 3月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を廃止、新たに制定
- 7月 ビデオブースを廃止
4階フロアの書架を増設及び展示用本棚、新聞用書架、B P S (図書無断持ち出し防止装置)を設置
- 8月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正
- 12月 移動図書館「鶯台自治会館」廃止

18年

- 1月 移動図書館第3代「ともしび」が新規運行開始
移動図書館が「鶯の森第4公園」に巡回開始

19年

- 3月 図書館コンピュータシステムを「N E C ネクサソリューションズLiCSLIVRE」に更新、移行作業のため2月15日から28日まで休館
ホームページをリニューアル、モバイル用ホームページを新設、音声自動応答サービスを開始
- 5月 情報検索用端末で、新聞記事(朝日)・官報の検索や近隣の公共図書館と県・阪神各市町のホームページの閲覧が可能に
- 6月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を8冊から12冊に拡充
- 8月 図書館ホームページから貸出中資料の予約開始
公民館図書室で中央図書館の資料の予約開始
中央図書館・公民館図書室・大和行政センターのいずれでもC D ・C D 付図書・紙芝居の返却が可能に
- 9月 「おはなしのくに」のうち0~2歳児対象の読み聞かせを月1回から2回へ拡充
- 11月 団体図書館カード交付団体に「団体貸出セットパック」貸出開始

20年

- 4月 祝日の開館を開始
団体貸出の冊数を100冊から200冊に拡充

「団体貸出セットパック」にリクエストパックを追加

- 7月 出張図書館事業を試行（出前通信の発刊・配付、出張展示・貸出）
- 9月 子ども読書サポーターステップアップ講座を実施（～21年3月10回開催）
- 10月 点訳ボランティア養成講座を実施（～21年1月10回開催）

21年

- 2月 市立川西病院に図書館で不要になった資料を活用したりサイクル本コーナーを設置し、隔月での配送を開始
- 3月 移動図書館「ともしび」の運行を3月31日をもって廃止
- 5月 図書館ホームページにデジタル資料室を開設
- 6月 地域振興コーナーを設置
図書館だより「ほっとHOT（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 7月 児童書コーナーに大型絵本・大型紙芝居書架を設置
- 10月 インターネットからの予約を在架図書へ拡充
- 11月 情報検索用端末サービスの検索・閲覧範囲を拡充

22年

- 1月 図書館音訳ボランティアを対象にD A I S Y（デイジー）入門講座を実施（～2月5回実施）
- 2月 子ども図書館だより「コロボックル（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 4月 国民読書年記念リレー展示を実施（全8回）
音訳サービスのD A I S Y化を開始
- 6月 視覚障がい者向けにデジタル録音図書再生機の貸出を開始
- 7月 一般書フロアに大活字本コーナーを設置し、大きな活字の本と点字本を置く
国民読書年記念バリアフリーDVD（日本語字幕付き）上映会の開催（11月に再上映）
- 12月 マルチメディアD A I S Y図書の施設貸出を開始

23年

- 4月 子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣より表彰
- 5月 マルチメディアD A I S Y図書の個人貸出を開始
- 11月 図書館開館20周年記念事業として、20周年ロゴ入りブックカバーや20周年記念誌の配布、記念講演会や記念バリアフリーDVD上映会等を実施

24年

- 5月 D A I S Y図書作成講座を実施（～5月28日5回開催）
- 10月 おはなしボランティア（読み聞かせ）養成講座を実施（～25年3月13日7回開催）

25年

- 2月 音声自動応答サービスを終了
- 3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズL i c s - R e」に更新、移行作業のため2月15日から28日まで休館
ホームページ画面のレイアウト変更、ホームページの閲覧支援、パスワード登録・イ

ンターネット予約を改良

4月 「まちづくり情報コーナー」を設置

8月 図書館来館者アンケートを実施

10月 点訳ボランティア養成講座（入門編）を実施（～2月6日10回開催）

おはなしボランティア（ストーリーテリング）養成講座を実施（～3月12日6回開催）

11月 自館作成のD A I S Y図書第1号が完成（以降継続）

26年

7月 音訳ボランティア講座（音訳技術講習）を実施（年1回開催）以降継続

10月 おはなしボランティア（ステップアップ）養成講座を実施
（～27年3月13回開催）

12月 知的書評合戦ビブリオバトル・ブックコマーシャル開催

27年

1月 学校図書館応援プロジェクト開始

3月 「池田市・川西市公立図書館広域利用」試行開始

（川西市に在勤在学する人を除く池田市在住の人図書5冊まで/2週間）

9月 音訳ボランティア養成講座（入門講座）を実施（計15回開催）以後継続

11月 学校司書が選んだ本展開始

28年

2月 「川西市民が望む図書館像とは」（川西市図書館協議会意見書）提出

3月 「池田市・川西市公立図書館相互利用」に改め継続

29年

2月 点字ブロック改修

2月 館内放送機器改修

7月 夕刻からのイベント「ナイトライブラリー」（7月）、「かわにしぶっくらぶ」
（11月）開催

11月 「ぼくとわたしのえほんてちょう」配布

30年

1月 「川西市・豊能町図書館相互利用」開始

6月18日の大阪北部地震で被災のため、13日間休館・児童コーナーのみ39日間閉鎖

4階児童コーナー吹き抜け天井部分、照明等を改修

8月 図書館おはなしボランティアグループ「たんぼぼ」が川西市民賞りんどう賞を受賞

11月 1市2町図書館合同読書キャンペーン「通勤・通学に1冊の本を！」を実施

31年

3月 「本はともだちノート」を作成し、市内小学校1～3年生全員に配布

9月 「THE DIVERSITY CAFÉ」を実施

10月 音訳ボランティアとリスナーの交流会開催

12月 「アオハル！ブックフェス」を開催

令和2年

1月 リユースコーナー設置

3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズLiCS-Re for SaaS」に更新、クラウドに変更。ホームページをリニューアル、スマートフォン用WEBサービスを新設。

3月7日よりコロナウイルス感染症対策のため、5月末まで全館臨時休館

4月 Webサービスに「My本棚」の機能追加

7月 出前講座「図書館の学校」実施（～11月4回実施）

8月 図書消毒機導入

「川西市電子図書館」開始

10月 読書週間行事でリーディングトラッカーとオリジナルブックカバーを配布

令和3年

1月 Webサービスに「返却お知らせメール」を導入

2月 公衆無線LAN (Wi-Fi) を導入

4月 図書館開館30周年記念事業として、児童書『川西むかしむかし』を出版・公開、30周年記念ロゴ入りクリアファイルを配布

10月 高齢者向けにスマートフォンの使い方講習を実施（介護保険課と共催）

11月 図書館開館30周年記念事業として、『川西むかしむかし』原画展、関連講座を実施

令和4年

2月 エレベーター改修

2 施 設

(1)概 要

名 称：川西市立中央図書館

所 在 地：川西市栄町25番1号「アステ川西」内

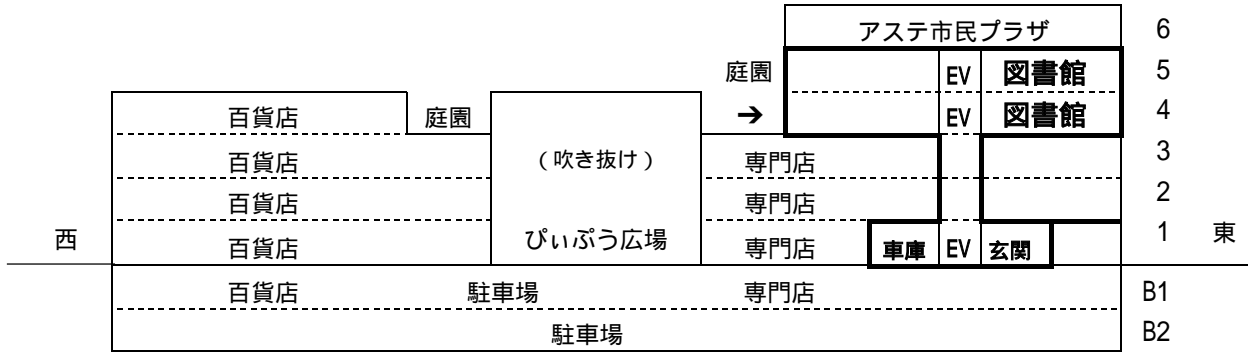
交通機関最寄り駅：阪急電車・能勢電車「川西能勢口」から徒歩3分
JR「川西池田」から徒歩5分

蔵書収容能力：300,000冊

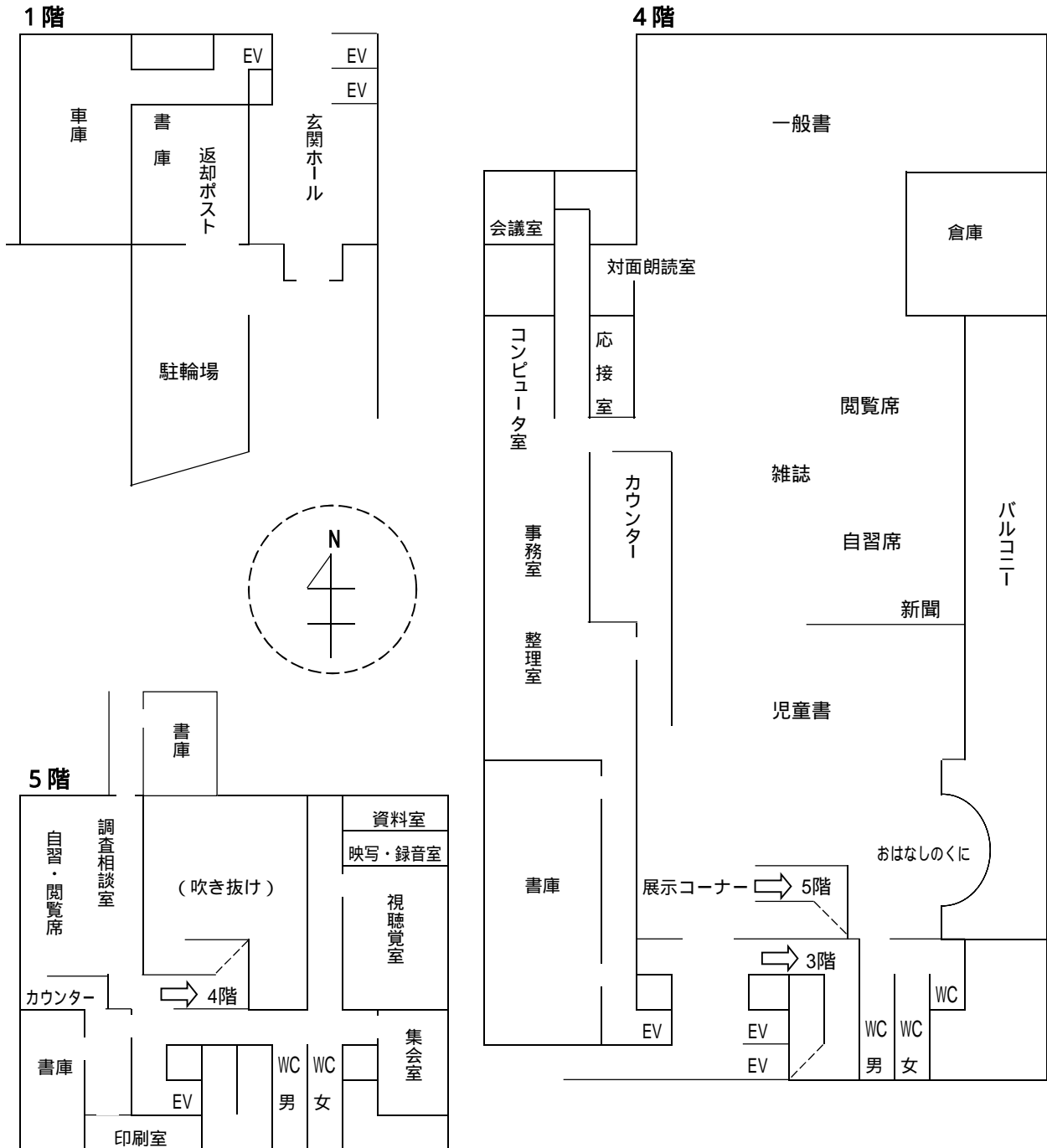
各階面積（鉄筋コンクリート造、地上6階・地下2階のうち占有部分、賃貸借契約部分）

階数	用 途	面 積 (㎡)	
B1	エレベータピット	13.95	13.95
1	玄関ホール・通路他 閉架書庫・作業室 車庫	126.63 60.62 80.33	267.58
2	エレベータシャフト	12.25	12.25
3	エレベータシャフト	12.55	12.55
4	事務室・管理室 開架書庫 閉架書庫 対面朗読室 通路他	230.44 1,238.80 112.04 9.36 284.21	1,874.85
5	調査相談室・開架書庫 閉架書庫 集会室 視聴覚室・資料室他 印刷室・通路他 倉庫（賃貸借契約）	201.53 64.66 50.21 171.33 230.76 57.58	776.07
6	エレベータ機械室	28.10	28.10
合計		2,985.35	

(2) アステ川西の構成



(3) 図書館の各階配置



3 組 織

(令和4年4月現在)

経営管理	運営管理		
統括・総務	組織構成		業務構成
	係	職員数(司書数)	(条例施行規則第2条各号による)
<p style="text-align: center;">館長</p> <p style="text-align: center;"> </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">図書館協議会</div>	資料担当	主任 1(司書 1) 区分 5(司書 5) 区分 2(司書 2)	1号業務(資料収集等) 4号業務(相互貸借等) 5号業務(読書案内等) 6号業務(郷土資料等) 10号業務(図書館行事)
	奉仕担当	主任 1(司書 0) 区分 5(司書 5) 区分 2(司書 2)	2号業務(個人貸出) 3号業務(団体貸出) 8号業務(障がい者サービス) 13号業務(子ども読書活動)
	庶務担当	館長補佐 1(司書 0) 主事 1(司書 0) 区分 2(司書 2)	7号業務(図書館年報等) 9号業務(施設利用提供) 11号業務(登録グループ) 12号業務(公民館連携) 14号業務(図書館協議会) その他庶務
	総務 管下	窓口業務等区分 10(司書 3)	窓口業務等補助
職員構成 31人	正規職員 5人(司書 2人) 会計年度任用職員区分 10人(司書 10人) 会計年度任用職員区分 16人(司書 9人)		

4 業 務

業 務 日 等	開 館 (2 8 9 日)	月曜日及び水曜日から金曜日まで : 午前 1 0 時 ~ 午後 7 時 土曜日・日曜日及び祝日 : 午前 1 0 時 ~ 午後 5 時
	休 館 (7 6 日)	火曜日 (祝日と重なる場合はその翌日) 月末整理 : 毎月末、1 2 月 2 8 日 (火・土・日曜日・祝日と重なる場合はその日以外において月末に最も近い日) 年末・年始 : 1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日 特別整理 : 2 週間以内 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 図書の返却 1 階の「返却ポスト」で 終日対応 </div>
	ア ク セ ス	電話 : 0 7 2 - 7 5 5 - 2 4 2 4 ファクシミリ : 0 7 2 - 7 5 5 - 2 4 5 8 ホームページ : https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kawanishi/ スマートフォン : https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kawanishi/space/index.do
主 な 業 務	個 人 貸 出	利用資格 : 川西市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町・池田市・豊能町に住所のある人 川西市内の事業所に勤務する人 川西市内の学校・幼稚園・保育所又は宝塚大学に在籍する人 貸出内容 : 図書 1 2 冊・C D 2 点まで / 2 週間以内 (ただしマルチメディアDAISY図書は図書 1 2 冊の範囲内で 2 点まで) 川西市に在勤・在学以外の池田市・豊能町に住所のある人は、図書 5 冊まで / 2 週間以内
	身体障がい者	郵送貸出 : 身体障害者手帳 1 ~ 3 級を交付されている市内居住者 (1 5 冊まで / 4 週間以内) 対面朗読 : 視覚障がいのある市内居住者への対面朗読室での図書の朗読 点訳・音訳 : 視覚障がいのある市内居住者へ希望図書の点訳または音訳 デジター図書再生機の貸出 : 視覚障がいのある市内居住者で、機器を持たない人へ貸出 (3 ヶ月前から申込・4 週間以内、なお貸出返却に来館できる人に限る)
	団 体 貸 出	利用資格 : 市内の団体・学校園等 (登録が必要) 冊数・期間 : 2 0 0 冊まで / 8 週間以内
	レファレンス	5 階専用カウンター及び館内・電話等での調査相談
	相 互 貸 借	阪神 6 市 1 町立・県立・国立国会等図書館からの所蔵資料借受
	図書の予約	館内窓口、館内利用者端末、インターネット、公民館から予約可 (ただし、館内窓口や館内利用者端末からの予約は貸出中の図書のみ)
	複 写	館内資料の複写 (有料)
	図書館だより (広 報)	「ほっとHOT」(月刊) : 行事・トピック・書評 「コロボックル」(季刊) : こども向けの行事・トピック 「新着案内」(月刊) : 新着図書の抜粋紹介、約 100 冊
	施設の利用	集会室・視聴覚室 : 図書館運営に即した活動 (登録が必要) 自習席 (3 0 席) : 図書館カードが必要 情報検索用端末 (1 台) : 5 階調査相談室にあり・申込制 1 回 1 時間
	電子図書館	利用資格 : 川西市に住所のある人、市内の事業所に勤務する人、市内の学校・幼稚園又は保育所に在籍する人 貸出内容 : 電子書籍 3 冊 / 2 週間以内

5 図書館協議会

(1) 委員構成 定数：10人以内 (委員任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)

区分	氏名	職業等	役職
学識経験のある者	中村 恵信	大学非常勤講師 他	会長
社会教育の関係者	上田 萌子	社会教育委員	
	倉橋 滋樹	社会教育委員	
	上田 章子	音訳ボランティア	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	中村 康子	子育て支援ボランティア	副会長
	比留田 知江	小学校図書ボランティア	
学校教育の関係者	森野 雄二郎	県立高等学校教諭	
	福田 史江	市立小学校長	
	小和田 勉	市立中学校長	
	藤岡 三恵	市立子ども園副園長	

令和4年3月31日現在

(2) 開催状況

開催年月日	協議事項
令和3年8月18日(水)	会長・副会長選出 令和2年度事業報告について(報告) 令和3年度図書館予算・運営について(協議)
令和4年3月10日(木)	令和3年度の図書館活動について(報告) コロナのため紙上開催。

6 予算・決算

(単位：円)

	令和3年度当初予算額	令和3年度決算額	令和2年度決算額
(目)06図書館費	184,997,000	176,090,125	188,285,556
01人件費	52,569,000	45,823,704	51,421,236
02図書館運営事業	94,627,000	97,484,080	94,520,819
うち資料費	20,057,170	22,589,719	20,249,705
03図書館施設維持管理事業	90,370,000	78,606,045	42,343,501
臨時的経費(補助金・繰越明許など)	3,924,000	3,924,000	-
うち資料費	2,244,000	2,244,000	-

7 図書館資料

(1) 蔵書数

(各年度末現在)

年度	計	一般書	児童書	C D	D V D	点字図書	録音図書		マルチメディア テープ	エフロン シアター
							T	D		
R3年度	325,319	251,423	68,586	3,672	411	574	430	118	39	66
増減	2,796	1,901	879	31	20	19	1	9	0	0
購入	10,117	8,154	1,899	31	15	9	0	9	0	0
寄贈	219	114	90	0	5	10	0	0	0	0
除籍	7,540	6,367	1,110	62	0	0	1	0	0	0
R2年度	322,523	249,522	67,707	3,703	391	555	431	109	39	66
R1年度	323,516	249,355	68,796	3,696	492	537	441	101	39	59

児童書：紙芝居を含む

点字図書・録音図書：タイトル数

点字図書の「購入」欄は自館作成数、「寄贈」欄はサピエダウンロード数を含む

録音図書の内訳：「T」はテープ図書、「D」はDAISY

(2) 分類別蔵書数

図書

(令和3年度末現在)

区分 分類	合計		一般書		児童書	
	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)
0～W 合計	320,009	100.0	251,423	100.0	68,586	100.0
0 総記	6,869	2.1	6,296	2.5	573	0.8
1 哲学・宗教	11,139	3.5	10,681	4.2	458	0.7
2 歴史・地理	24,693	7.7	22,649	9.0	2,044	3.0
3 社会科学	32,474	10.1	30,785	12.2	1,689	2.5
4 自然科学・医学	18,020	5.6	14,379	5.7	3,641	5.3
5 技術・家政学	16,365	5.1	15,197	6.1	1,168	1.7
6 産業	6,820	2.1	6,050	2.4	770	1.1
7 芸術・スポーツ	23,341	7.3	21,285	8.5	2,056	3.0
8 言語	4,323	1.4	3,808	1.5	515	0.8
9 文学	64,510	20.2	39,801	15.8	24,709	36.0
F 日本近代小説	66,756	20.9	66,756	26.6	-	-
M 日本近代随筆	9,052	2.8	9,052	3.6	-	-
C 郷土資料	4,695	1.5	4,684	1.9	11	0.0
E 絵本	29,749	9.3	-	-	29,749	43.4
W 紙芝居	1,203	0.4	-	-	1,203	1.7

C D

区 分		点数	構成比(%)
赤	クラシック	945	25.7
黄	ポピュラー	1,886	51.4
青	その他の音楽	603	16.4
緑	音楽以外	238	6.5
合計		3,672	100.0

(3) 新聞・雑誌

区分	点数	タ イ ト ル
公 報	3	広報かわにし・かわにし市議会だより・官 報
新 聞	10	朝日・読売・毎日・神戸・産経・日経・毎日小学生
		スポーツニッポン・The Japan Times・点字毎日
雑 誌	122	(令和3年度のタイトルは次ページに記載、内寄贈 AMAZON他7点)
合 計	135	

(4) 雑誌タイトル (令和3年度：122タイトル)

令和4年度4月1日

<p>ア AERA あまから手帖 <u>AMAZON</u></p> <p>イ 一枚の繪 一個人</p> <p>ウ With Will <u>Wedge</u> 美しいキモノ</p> <p>エ エコノミスト NHKきょうの健康 NHKきょうの料理 NHK趣味の園芸 NHKすてきに ハンドメイド NHKのおかあさんと いっしょ 演劇界</p> <p>オ オール讀物 オレンジページ 音楽の友</p> <p>カ 会社四季報 かがくのとも 家庭画報 華道</p> <p>キ 季刊人権問題 キネマ旬報</p> <p>ク 暮しの手帖 クロワッサン 群像</p> <p>ケ 芸術新潮 月刊サッカーマガジン</p>	<p>月刊自家用車 月刊社会教育 月刊天文ガイド 月刊NEWSがわかる 月刊バレーボール 月刊部落解放 現代詩手帖</p> <p>コ 航空ファン こどもとしゃかん 子どもと本 こどものとも こどものとも0.1.2 こどものとも年少版 こどものとも年中向き GOLF DIGEST 暮ワールド</p> <p>サ 茶道雑誌 SAVVY サンキュ！ サンデー毎日</p> <p>シ JTB時刻表 思想 CDジャーナル 週刊朝日 週刊ダイヤモンド 週刊東洋経済 週刊ベースボール ジュリスト 将棋世界 小説現代 小説新潮 新潮</p> <p>ス スクリーン すばる SUMAI no SEKKEI 墨 相撲</p>	<p>セ 正論 世界</p> <p>タ たくさんのふしぎ ダ・ヴィンチ たまごクラブ 短歌</p> <p>チ <u>地域づくり</u> <u>地域防災</u> ちいさな かがくのとも 中央公論</p> <p>テ 鉄道ピクトリアル テニスマガジン 天然生活</p> <p>ト <u>図書</u></p> <p>ナ Number</p> <p>ニ 日経Woman 日経エンタテインメント 日経サイエンス 日経トレンディ 日経PC21 日経ビジネス 日経ヘルス 日経マネー NEWTON</p> <p>ノ non-no ノジュール</p> <p>ハ 俳句 母の友 ハルメク 25ans</p>	<p>ヒ PHP <u>ひととき</u> BE-PAL ひよこクラブ</p> <p>フ 婦人画報 婦人公論 <u>武道</u> PriPri プレジデントFamily 文学界 文藝春秋</p> <p>ヘ Pen</p> <p>ホ Voice</p> <p>マ <u>MAMOR</u></p> <p>ミ ミステリマガジン ミュージカル</p> <p>メ MEN ' S NON-NO</p> <p>モ MOE モダンリビング</p> <p>ヤ やさい畑 山と溪谷</p> <p>ラ ランナーズ</p> <p>リ LEE</p> <p>レ 歴史街道 レコード芸術</p>
--	---	--	--

下線は寄贈雑誌

8 利用状況

(1) 登録者数

年齢別・性別

	令和3年度末現在				各年度末現在	
	合計	構成比 (%)	男	女	R2年度	R1年度
総数 (有効期限内登録者数)	55,710 (21,067)	100.0	24,449	31,261	57,554 (22,425)	60,758 (24,589)
うち児童	2,532	4.6	1,591	941	2,609	2,891
6歳以下	506	0.9	406	100	464	514
7～12歳	2,026	3.7	1,185	841	2,145	2,377
うち一般	53,178	95.4	22,858	30,320	54,945	57,867
13～15歳	1,857	3.3	986	871	1,963	1,940
16～18歳	2,213	4.0	1,212	1,001	2,274	2,493
19～22歳	3,738	6.7	1,815	1,923	3,850	4,020
23～29歳	5,901	10.6	2,411	3,490	5,978	6,395
30～39歳	6,689	12.0	2,681	4,008	7,079	7,802
40～49歳	8,824	15.8	3,018	5,806	9,608	10,517
50～59歳	7,817	14.0	2,958	4,859	7,749	7,848
60～69歳	5,467	9.8	2,300	3,167	5,814	6,166
70歳以上	10,672	19.2	5,477	5,195	10,630	10,686

有効期限内登録者数：登録利用者の内有効期限内（3年間）の実人数

総数：年度末に6年間利用のない登録者を削除。

居住地別（総数の内訳）

（令和3年度末現在）

	川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
登録者数	39,177	372	549	35	1,065	10,395	243	1,576	2,043	255
構成比 (%)	70.3	0.7	1.0	0.1	1.9	18.7	0.4	2.8	3.7	0.5

川西市登録者数には在勤・在学者数を含む

<参考> 阪神7市1町立図書館の貸出登録者数

阪神地区公共図書館協議会資料より（令和3年度末現在）

登録館	住民	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	合計
芦屋市立	登録者数		1,873	96	21	53	14	7	3	2,067
	有効登録者数		1,244	59	11	27	7	6	1	1,355
西宮市立	登録者数	3,483		2,982	481	3,320	145	197	26	10,634
	有効登録者数	1,625		1,409	196	1,489	66	89	12	4,886
尼崎市立	登録者数	519	6,382		4,047	1,046	479	234	69	12,776
	有効登録者数	47	380		274	61	15	5	5	787
伊丹市立	登録者数	65	1,370	8,457		7,136	2,073	124	146	19,371
	有効登録者数	21	547	4,062		3,134	909	49	48	8,770
宝塚市立	登録者数	44	2,253	193	504		538	102	39	3,673
	有効登録者数	25	1,402	103	309		319	53	19	2,230
川西市立	登録者数	35	549	372	1,065	10,395		243	1,576	14,235
	有効登録者数	3	75	67	150	2,480		37	236	3,048
三田市立	登録者数	19	646	46	38	208	47		46	1,050
	有効登録者数	10	300	16	10	99	21		26	482
猪名川町立	登録者数	9	84	74	169	1,164	23,947	151		25,598
	有効登録者数	0	9	9	26	272	5,707	31		6,054
合計	登録者数	4,174	13,157	12,220	6,325	23,322	27,243	1,058	1,905	89,404
	有効登録者数	1,731	3,957	5,725	976	7,562	7,044	270	347	27,612

有効登録者数：令和3年度内に図書館を利用した登録者数。自動車図書館分も含む。新規登録者のことではない。

(2) 貸出者数

世代別

(人)

	合計	～12歳	～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
R3年度	205,932	12,228	10,662	5,089	15,205	31,886	38,528	32,988	59,346
R2年度	170,965	8,719	8,913	4,450	12,562	28,139	30,599	28,497	49,086
R1年度	239,162	14,045	11,247	5,760	19,155	43,363	41,414	40,246	63,932

居住地別：上記「合計」の内数

(人)

		川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
R3年度	計	159,973	1,094	1,228	34	2,343	33,554	501	2,129	4,291	785
	～12歳	10,567	3	10	0	8	1,269	2	76	289	4
	13歳～	149,406	1,091	1,218	34	2,335	32,285	499	2,053	4,002	781
R2年度		132,473	843	950	41	2,108	28,801	573	1,902	2,584	690
R1年度		184,660	1,138	1,872	11	2,377	40,538	570	2,747	4,290	959

(3) 貸出冊数

貸出冊数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	CD	点字図書	録音図書	
							テープ	デジター
R3年度	625,146	453,434	149,596	15,953	5,985	93	45	40
R2年度	506,889	375,695	110,514	14,407	5,895	80	234	64
R1年度	622,920	466,789	132,313	15,317	8,085	122	273	21

注：一般書に相互協力、マルチメディアデジターを含む

居住地別：上記「合計」の内数

(冊)

	川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
R3年度	487,773	3,247	3,766	109	7,722	101,846	1,266	5,168	12,110	2,139
R2年度	393,738	2,513	2,943	139	7,229	85,462	1,343	4,602	7,065	1,855
R1年度	480,843	2,831	4,295	31	6,783	106,352	1,024	6,655	11,793	2,313

(4) ベストリーダー

一般書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
R3 年度	1	オフマイク	今野 敏	207
	2	きたきた捕物帖	宮部 みゆき	205
	3	ライオンのおやつ	小川 糸	197
	4	希望の糸	東野 圭吾	194
	5	流浪の月	凧良 ゆう	191
R2 年度	1	ライオンのおやつ	小川 糸	182
	2	流浪の月	凧良 ゆう	161
	3	魔力の胎動	東野 圭吾	152
	4	検事の信義	柚月 裕子	151
	5	炎天夢	今野 敏	144

児童書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
R3 年度	1	だるまさんが	かがくい ひろし	155
	2	しろくまちゃんばんかいに	わかやま けん	133
	3	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸	132
	4	どこからきたの？おべんとう	鈴木 まもる	96
	5	にんじん	せな けいこ	94
R2 年度	1	しろくまちゃんばんかいに	わかやま けん	116
	2	ぴょーん	まつおか たつひで	94
	3	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸	91
	3	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん	88
	5	だるまさんが	かがくい ひろし	84

9 各種サービス

(1) 予約リクエスト

予約

(件)

	R3年度	R2年度	R1年度	30年度
予約合計	148,866	127,956	126,892	130,681
端末	14,469	12,891	21,298	18,107
OPAC	4,898	4,206	2,275	6,156
WEB	129,499	110,859	103,319	106,418

リクエスト

(件)

	R3年度	R2年度	R1年度	30年度
購入	2,821	2,560	3,076	3,151
借受	279	291	301	290

(2) レファレンス

(件)

	R3年度	R2年度	R1年度	30年度
面談	82	113	247	953
電話	7	10	4	5
合計	89	123	251	958

調査相談室のみの件数

(3) 相互貸借（借受/貸出の冊数）

(冊)

	R3年度	R2年度	R1年度	30年度
阪神6市1町	1,010/1,072	1,064/884	1,264/794	1,192/951
県立図書館	250/6	239/0	315/1	237/3
国立国会図書館	1/0	3/0	3/0	2/0
上記以外	374/311	200/273	173/280	156/199

阪神6市1町の内訳(令和3年度)

(冊)

	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町
借受	150	162	153	90	220	140	95
貸出	279	124	107	59	175	161	167

(4) 資料複写

複写の種類	R3年度	R2年度	R1年度
モノクロ	20,344	21,354	25,978
カラー	1,373	919	1,329
合計	21,717	22,273	27,307

モノクロ:10円/枚、カラー:50円/枚

(5) 情報検索システム

	R3年度	R2年度	R1年度
利用人数	634	589	652
利用時間	469時間18分	424時間45分	632時間2分

平成19年5月から実施

(6) 障がい者サービス

貸出(郵送)

	R3年度	R2年度	R1年度
点字図書貸出(冊)	82	94	116
録音図書貸出(本)	1,502	1,759	1,148
墨字図書(冊)	618	761	694

図書館だより等の貸出しも含む

音訳サービス

	R3年度	R2年度	R1年度
対面朗読(件)	0	4	10
図書館だより等 録音数(タイトル数)	136	125	139

(7) 団体貸出

	R3年度	R2年度	R1年度
登録団体数	141	89	132
貸出冊数	37,909	20,247	24,790
うち「セットパック」による貸出冊数	24,531	15,681	19,972

「セットパック」とは、団体が希望するジャンルと冊数に合わせて図書館職員が選書して送付を行っているもの。平成19年11月から実施

(8) 公民館図書室への配送

	R3年度	R2年度	R1年度
配送冊数	52,233	42,059	39,021

平成19年8月11日から実施

(9) 登録グループ

グループ名	活動内容	活動回数
子育て支援グループ いないいないばぁ	子どもの本を通しての子育て支援 子育て中の母親達への子どもの本の勉強会 読み語り、ブックトーク・ブックコマースの勉強会	緊急事態宣言等コロナウイルス感染症対策による貸室中止のため、活動回数0回。
おはなしポムポム	子どもたちと、絵本やおはなし会を楽しむ 月2回の学習会、保育園や図書館での読み聞かせ	
川西おはなしの会 ひばり	読み聞かせ・ストーリーテリングの勉強会 図書館で年1回「大人が楽しむおはなし会」の開催 令和3年度は中止	
川西の古文書と 歴史に親しむ会	川西の古文書と歴史に親しむ 古文書を読む力をつけ、川西と周辺の歴史を解明する	
早春本句会	作句を持ち寄り、毎月1回の句会を開催	
文学グループ パトスの会	毎月1冊ずつ本を読みながら大学の先生とともに文学を学ぶ	
北摂児童文学会	童話の創作 年1回 同人誌「しゃりん」発行	
朗読同好会「草笛」	朗読の技術・表現力の習得 年1回「初夏の朗読サロン」を開催。月2回講師を招き講座開催 令和3年度は中止	
和音15	新聞および図書等の音訳活動を通じて視覚障害者のサポートを行う	

活動回数：中央図書館での活動回数

(10) ボランティアグループ

グループ名	活動内容	活動回数
点訳ボランティア	点字図書を作成。	43冊
音訳ボランティア	主に新聞の録音図書の作成や、対面朗読を行う。	121枚 0件
KLひなぎく	主に郷土資料のデージー図書を作成。	15冊
ちょこっとボランティ ア	開館時間前に本の配架、書架の整理を行う。	986回
おはなしボランティア たんぽぽ	おはなしのくになどで読み聞かせやストーリーテリングなどを行う。	14回

活動回数：中央図書館での活動回数 点訳ボランティアは作成図書の冊数

音訳ボランティアは作成図書の冊数と対面朗読の件数

10 電子図書館

(1) 利用状況

(各年度末現在)

	登録者数	ログイン数	貸出点数	閲覧数	予約数
令和3年度	46,880	13,279	5,229	16,388	1,198
	内実利用者数	1,941	492	511	271
令和2年度	48,429	11,077	4,492	12,455	1,582

電子図書館は令和2年8月より導入

(2) 蔵書数

コンテンツ数

(各年度末現在)

		令和3年度		令和2年度	
		タイトル数	ライセンス数	タイトル数	ライセンス数
商用コンテンツ	ライセンス販売型	409	635	244	350
	期間限定型	1,105	2,759	358	358
	期間内読み放題型	2,432	0	2,282	0
	制限なし	6,235	0	5,033	0
独自資料	ライセンス制限なし	5	0	1	0
合計		10,186	3,394	7,918	708

分類別

(各年度末現在)

分類	区分	令和3年度		令和2年度	
		タイトル数	構成比(%)	タイトル数	構成比(%)
0 ~ W	合計	10,186	100.0	7,918	100.0
0	総記	211	2.1	143	1.8
1	哲学・宗教	185	1.8	151	1.9
2	歴史・地理	431	4.2	340	4.3
3	社会科学	934	9.2	826	10.4
4	自然科学・医学	439	4.3	206	2.6
5	技術・家政学	234	2.3	167	2.1
6	産業	122	1.2	80	1.0
7	芸術・スポーツ	766	7.5	542	6.9
8	言語	137	1.3	117	1.5
9	文学	6,587	64.7	5,299	66.9
	独自資料	5	0.1	1	0.0
	分類なし	135	1.3	46	0.6

11 年間行事等 (令和3年度)

(1) 定期集会活動

行事	実施日(対象者)	回数	参加者数(延べ)
ビデオ映写会	毎月第2・3日曜日(一般) 4・10~1月のみ実施	10回	127人
おはなしのくに	毎月第4土曜日(幼児・児童) 6・7・10~1・3月のみ実施 毎月第2土曜日(乳児) 11~1月のみ実施	9回	143人
かわにしぶっくらぶ	毎月 第1日曜日(一般向け) 10~1月のみ実施	4回	7人

(2) 展 示

月例展示：展示コーナー「読んでみませんか?」において、図書などの展示を行う

実施月	テーマ	実施月	テーマ
4月	おうち時間を楽しむ	10月	ファンタジー世界の歩き方
5月	赤ちゃんといっしょに 子育てあれこれ	11月	映画と読書
6月	雨の日に読みたい本	12月	「見えない貧困」を考える
7月	地味にスゴイ海の生き物	1月	DIY! 自分で作れるあれこれ
8月	ヒロシマ・ナガサキを語り継ぐ	2月	図書館登録グループ紹介展
9月	この世の境界	3月	台所から始めるSDGs

特別展示等

行事	実施日	内容
かわにし人権・平和展	8/1~8/29	第二次世界大戦の体験記や記録を展示
読書週間行事	10/27~11/8	「川西むかしむかし」のイラストと写真を展示
開館30周年特別展示	4月~3月	開館当時(平成3年)の文学賞受賞作品を展示
ぶっくらぶ	4月~3月	ぶっくらぶのテーマに合わせた本を展示

(3) リサイクル展

行事	実施日	内容	参加人数等
リユースコーナー設置	開館日	図書館で不用となった図書・雑誌を図書館利用者に無償譲渡	3,049冊

(4) 児童サービス

行事	実施日	内容	参加人数等
図書館開館30周年記念行事	4月	児童書『川西むかしむかし』の出版 4/10~4/12クリアファイルの配布	クリアファイル 800枚配布
こどもの読書週間行事	4/23~5/12	「きんたくんのおたのしみ袋(ぶっくらぶ)」	お楽しみ袋 124袋貸出
読書週間行事	10/27~11/8	「メグミくんとトモちゃんのおたのしみ袋(ぶっくらぶ)」 「どんぐりを使って工作しよう」 DVD上映会「おしりたんてい2」 「川西むかしむかし」イラストと写真展	お楽しみ袋 121袋貸出 工作 17人 上映会 30人

(5) 障がい者サービス

行事	実施日	内容	参加人数等
パリアフリー上映会	12/13	中止	-

(6) 講演・講座

行事	実施日	内容	参加人数等(のべ)
「わたしの川西むかしむかし」講座	11/6	「わたしの川西むかしむかし」作文公募に呼応して、応募のきっかけとなるよう『川西むかしむかし』の朗読と「自分史の書き方」講座を開催。	9人

(7) 見学・実習

行事	実施日	対象	参加人数等
学校の図書館	5,6,9,10月	市内小学校3年生対象	8校 712人
実習	7~8月	新任教諭初任者研修2名 図書館実習1名	3校 3人
就業体験	10月	株式会社アソシア(就業支援)	1社 1人
トライやる・ウィーク	11~12月	市内中学校2年生対象	2校 4人
高校生職業人インタビュー	12月	兵庫県立川西北陵高等学校生	1校 2人

(8) 共催イベント

行事	実施日	内容	参加人数等
高齢者向けスマートフォン講習会	10/7	介護保険課と共催。講師としてソフトバンク(株)社員による65歳以上の市民を対象としたにスマートフォンの使い方講座。図書館のWEBサービスも紹介。	31人

(9) 子どもの読書活動推進協議会主催講座等

事業名	実施日	内容	参加人数等
ブックスタート用図書の配布	10月	購入した図書から4冊選定し、54カ所の保育園等に配布	216冊
「本はともだちノート」の配布	3月	小学校中学年以下を対象とした読書記録ノートを作成市内の全小学校1~3年生に配布	5,000部

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年12月25日

条例第21号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成24年3月27日条例第17号

(設置及び目的)

第1条 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、川西市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川西市立中央図書館	川西市栄町25番1号

(職員)

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第4条 川西市教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をし、又はそのおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(集会室及び視聴覚室の利用)

第5条 図書館の集会室又は視聴覚室(以下「集会室又は視聴覚室」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 委員会は、集会室又は視聴覚室の利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は視聴覚室の利用を許可しないものとする。

- (1) 図書館業務と目的を異にするとき。
- (2) 風紀を害し、秩序を乱すとき。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は視聴覚室の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例に違反したとき。
- (2) 利用の目的が許可のときと異なったとき。
- (3) 災害その他の事故により、集会室又は視聴覚室の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館運営上、委員会が特に必要と認めたととき。

(図書館協議会)

第8条 図書館に川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月27日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に川西市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の第8条第3項の規定に該当する者とみなす。

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成17年8月26日教委規則第9号

平成19年5月29日教委規則第11号

平成20年3月27日教委規則第5号

平成21年3月27日教委規則第4号

平成24年7月6日教委規則第10号

平成30年3月26日教委規則第4号

平成30年3月27日教委規則第6号

令和2年7月20日教委規則第9号

目次

- 第1章 総則(第1条 第5条)
- 第2章 図書館資料の収集と除籍(第6条 第9条)
- 第3章 個人貸出し(第10条 第18条)
- 第4章 団体貸出し(第19条 第24条)
- 第5章 電子図書館サービス(第25条 第32条)
- 第6章 障害者サービス(第33条)
- 第7章 図書館施設の利用(第34条 第36条)
- 第8章 公民館及び学校等との連携(第37条 第39条)
- 第9章 図書館資料の複写(第40条)
- 第10章 川西市図書館協議会(第41条 第44条)
- 第11章 補則(第45条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年川西市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 川西市立図書館(以下「図書館」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、雑誌、新聞、記録、視聴覚資料(コンパクトディスク、ビデオ等をいう。)その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び提供並びにそれらの資料の必要な除籍
 - (2) 図書、雑誌、紙芝居及びコンパクトディスク(以下「個人貸出資料」という。)の個人貸出し
 - (3) 図書、雑誌、紙芝居及びビデオ(以下「団体貸出資料」という。)の団体貸出し
 - (4) 図書館資料の相互貸借その他図書館相互の協力等
 - (5) 読書案内、読書相談及び調査相談
 - (6) 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料の収集及び提供
 - (7) 図書館年報その他の刊行物の発行並びに蔵書情報の整理及び提供
 - (8) 身体障害者の図書館の利用援助
 - (9) 視聴覚室、集会室その他図書館施設の利用提供
 - (10) 読書会、読み聞かせ会、資料展示会、鑑賞会、講演会、研究会その他の図書館設置目的にかなう行事等の開催及び援助
 - (11) 生涯学習に継続的に取り組むなかで図書館活動に参加する図書館登録グループの活動の奨励
 - (12) 公民館図書室との業務の連携
 - (13) 子どもの読書活動の推進及び当該読書活動に係る学校(幼稚園及び認定こども園を含む。以下同じ。)、保育所その他関係機関等との連携
 - (14) 川西市図書館協議会の庶務
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進のために必要な業務
- (開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び水曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで
- (2) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前10時から午後5時まで

2 川西市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、前項に定める開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 館内整理日 1月から11月までの月の末日及び12月28日(その日が第1号に掲げる日又は土曜日、日曜日若しくは休日に当たるときは、これらの日以外で当該月において末日に最も近い日)
- (4) 特別整理期間 毎年2週間以内で委員会が定める期間

2 委員会が必要と認めるときは、前項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用規程)

第5条 委員会は、この規則に定める主要な事項を内容とする図書館の利用に関する規程(以下「利用規程」という。)を設け、もって利用者の円滑な図書館の利用に資するものとする。

第2章 図書館資料の収集と除籍

(収集等)

第6条 図書館は、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に最大限にこたえるよう努め、とりわけ市民の読書等及び読書等を通しての課題解決に資するよう、基本的な図書その他図書館資料の収集に努めなければならない。

- 2 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料は、川西市に係るものを体系的に収集するよう努め、併せて関連する周辺地域に係る資料の収集にも留意するものとする。
- 3 図書館資料の収集に当たっては、図書館職員により構成する図書館資料選定の会議を設け、前2項の趣旨の具現を図るものとする。
- 4 前項の会議について必要な事項は、委員会が別に定める。

(不用資料の除籍等)

第7条 委員会は、図書館資料の適正な維持及び充実を図るため、次に掲げる図書館資料については、これを蔵書目録から除籍することができる。

- (1) 破損又は汚損が甚だしく補修が困難なもの
- (2) 一定時間の経過によって資料的価値がなくなったと判断されるもの
- (3) 一定時間の経過により利用がなくなった複本
- (4) 新たに刊行されたもの等の入手によって代替が可能となった既刊の図書等
- (5) 逐次刊行物で図書館が別に定める保存年限を経過したもの

2 委員会は、前項により除籍した図書館資料について、これを広く読書活動の推進等に資する観点をもって学校等に譲与するなどの再利用に努めるものとする。

(亡失資料等の除籍)

第8条 委員会は、次に掲げる図書館資料は、これを蔵書目録から除籍するものとする。

- (1) 5箇年にわたって所在不明のもの
- (2) 災害等により消失したもの
- (3) 利用者の紛失又は長期未返却等により回収不能となったもの
- (4) 他の図書館等へ所蔵換えするもの
- (5) 合冊又は分冊によるもの

(資料の寄託及び寄贈)

第9条 委員会は、資料の寄託又は寄贈を受けることができる。

- 2 寄託を受けた資料は、これを図書館その他公共施設等において、可能な範囲で活用に努めるものとする。
- 3 寄贈を受けた資料は、これを図書館において他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

第3章 個人貸出し

(貸出しを受けられる者)

第10条 個人貸出資料の個人貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 川西市内に住所を有する者
- (2) 川西市内の事業所に勤務する者
- (3) 川西市内の学校又は保育所に在籍する者
- (4) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、図書館長が特に必要と認めた者

(図書館カードの申請と交付)

第11条 個人貸出資料の貸出しを受けようとする者は、次項に定めるところにより、図書館カードの交付を受けるものとする。

- 2 図書館カードの交付申請は図書館で受け付け、その手続は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条各号に規定する資格の保持を証明できる書類を図書館窓口に表示すること。
 - (2) 図書館カード交付申請書に必要事項を記入し、これを図書館窓口へ提出すること。
- 3 前項の規定により交付を受けた図書館カードは、これを第三者に貸与してはならない。

(貸出しの手続)

第12条 前条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、これを貸出しを受けたい個人貸出資料とともに図書館の貸出窓口に提示することにより、その貸出しを受けることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けた個人貸出資料は、これを第三者に貸与してはならない。
(図書館カードの有効期間と更新)

第13条 図書館カードの有効期間は、その交付を受けた日から起算して3箇年とする。

2 図書館カードの交付を受けて3箇年を経過しない場合で、第10条各号に規定する資格を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その時点で有効期間が満了する。

3 第1項の規定により図書館カードの有効期間が満了した者が、図書館カードを更新しようとするときは、有効期間が過ぎた後、原則として1箇月以内に、図書館カードとともに第10条各号に規定する資格を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。

(利用者の届出等)

第14条 図書館カードの交付を受けた者その他図書館の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を図書館長に届け出るものとする。

- (1) 第10条各号に規定する資格を失ったとき。
- (2) 申請時に登録した氏名、住所その他の事項に変更が生じたとき。
- (3) 図書館カードを紛失したとき。
- (4) 図書館資料を汚損又は紛失したとき。

2 前項第1号の届出に際しては、交付を受けていた図書館カードを委員会に返還しなければならない。

3 第1項第2号の届出に際しては、変更後の事項を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。

4 第1項第3号による届出をした者は、図書館カードの再交付を第11条の規定に準じて委員会に申請することができる。

5 第1項第4号による届出をした者は、弁償その他の必要な対処をしなければならない。

(貸出しの期間及び数)

第15条 個人貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき2週間以内とする。

2 1人が貸出しを受けることができる個人貸出資料の数は、コンパクトディスクを除く資料は12点までとし、コンパクトディスクは2点までとする。ただし、公民館図書室で現に図書等の貸出しを受けている場合は、その図書等の数を差し引いた数とする。

- 3 特別整理のための休館その他の長期休館が始まる2週間程度前から前日までの期間においては、前2項の規定にかかわらず、貸出しの期間を延長し、及び貸出し資料の数を増やすことができる。

(貸出しの予約)

第16条 第11条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、貸出しを受けたい個人貸出資料の貸出しの予約を図書館に申し込むことができる。ただし、個人貸出資料のうちコンパクトディスクについては、この限りでない。

- 2 前項の規定により予約を申し込んだ者は、貸出しの準備が整った旨の通知を図書館から受けた日から1週間以内に、原則として図書館に来館して当該資料を借り受けるものとする。ただし、当該期日を経過したときは、当該予約を解消したものとする。

- 3 第1項の規定により予約を申し込んだ者は、当該予約が必要でなくなったときは、直ちに予約の取消しを図書館に申し出なければならない。

(返却遅滞者への貸出禁止等)

第17条 図書館長は、第15条に規定する貸出期間を経過して、さらに4週間を過ぎても個人貸出資料を返却しない者に対しては、返却の督促を行うものとする。

- 2 図書館は、前項に規定する期間を超えても、なお個人貸出資料を返却しない者に対しては、別途新たに個人貸出資料の貸出しをすることができない。ただし、返却遅滞に特段の事情があると図書館長が認めたときは、この限りでない。

(閲覧及び保存のための図書館資料)

第18条 図書館資料のうち、図書館長が専ら館内において広く公衆の閲覧等に供することが適切と判断し、又は館内において専ら保存することが適切と判断するものについては、この貸出しを行わないものとする。ただし、次条に定める団体については、特別の事由により貸出しが相当と委員会が認めた場合は、適切な条件設定の上で、ごく短期間に限って当該図書館資料の貸出しを行うことができる。

第4章 団体貸出し

(貸出しを受けられる団体)

第19条 川西市内の学校、保育所、民間文庫その他の市内の団体は、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

- 2 前項に定める団体のほか、第2条第11号に規定する図書館登録グループは、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの申請と交付)

第20条 団体貸出資料の貸出しを受けようとする団体は、原則として年度当初に団体図書館カードの交付を図書館を通して委員会に申請し、団体図書館カードの交付を受けなければならない。

(団体貸出しの手続)

第21条 前条の規定により団体図書館カードの交付を受けた団体は、図書館長が別に定める日時に図書館に来館し、必要な団体貸出資料を選定して団体図書館カードを提示することにより、貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの有効期間等)

第22条 団体図書館カードの有効期間は、その交付を受けた年度の末日までとする。

2 前項に規定する団体図書館カードの有効期間が終了した団体が次年度においても貸出しを受けようとするときは、第20条に定める手続を行わなければならない。

(団体貸出しの期間と数の制限等)

第23条 団体貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき8週間以内とする。

2 1団体が貸出しを受けることができる団体貸出資料の数は、200点までとする。

3 既に貸出しを受けている団体が新たに貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けている団体貸出資料の合計が200点を超えない範囲内において、新たに貸出しを受けることができる。

4 第17条の規定は、返却遅滞団体への貸出禁止等について準用する。

(利用団体の届出等)

第24条 団体図書館カードの交付を受けた団体は、第14条に準じて必要な届出を行うものとする。

第5章 電子図書館サービス

(電子図書館サービス)

第25条 図書館は、電子書籍(図書資料と同等の内容を有する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ。)の利用を提供するサービス(以下「電子図書館サービス」という。)を行うことができる。

2 電子図書館サービスを利用することができる者は、図書館カードの交付を受けた者のうち、第10条第1号から第3号に掲げるものとする。

3 貸出期間は、1回の貸出しにつき2週間以内とする。

4 電子図書館サービスで利用することができる電子書籍の数は、3点までとする。

5 電子図書館サービスを利用する者は、貸出しを受けたい電子書籍の貸出しの予約を図書館に申し込むことができる。

第26条から第32条まで 削除

第6章 障害者サービス

(身体障害者への貸出サービス等)

第33条 図書館は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。

- (1) 第11条第1項に規定する図書館カードの交付申請並びに第12条第1項及び第29条に規定する貸出しの手続を口頭若しくは文書で、又は代理人により受け付けること。
- (2) 第15条第1項の規定にかかわらず、貸出期間を4週間までとすること。
- (3) 第15条第2項の規定にかかわらず、1人が貸出しを受けることのできる個人貸出資料(コンパクトディスクを除く。)を15点までとすること。

2 図書館は、前項に定める者のうち、川西市の区域内に住所を有するものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。

- (1) 視覚障害者に対して図書館において図書等の対面朗読を行うこと。
- (2) 視覚障害者に対し、本人が希望する図書等の点訳又は音訳を図書館が行い、これを提供すること。ただし、著作権者等の許諾が得られない図書等については、この限りでない。
- (3) 障害の程度が3級以上の者で来館が困難なもの及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものに対し、本人が必要とする個人貸出資料を郵送等により届けること。この場合において、郵送等の費用は、図書館が負担するものとする。

第7章 図書館施設の利用

(図書館行事での利用)

第34条 委員会は、図書館が、集会室、視聴覚室その他図書館フロアー(読み聞かせコーナー、図書展示コーナー等をいう。)を含む図書館施設を利用して、第2条第10号に規定する行事又は図書館運営に必要な会議等を行うときは、その実施日等をあらかじめ定めるものとする。

(登録グループの利用手続)

第35条 第2条第11号に規定する図書館登録グループは、その活動のために集会室、視聴覚室その他図書館施設を利用しようとするときは、利用予定日の3箇月前から1箇月前まで

に、所定の申請書に施設利用計画書を添付したものを委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項による申請が第2条第11号に規定する活動に該当すると判断したときは、必要な図書館施設の利用を許可するものとする。

(その他の利用手続)

第36条 前2条に掲げるもののほか、集会室又は視聴覚室を利用しようとするものは、利用予定日の1箇月前から3日前までに、所定の書面をもって委員会に申請しなければならない。

- 2 図書館は、前項の申請について委員会が許可したときは、集会室又は視聴覚室を当該申請者の利用に供するものとする。

第8章 公民館及び学校等との連携

(公民館図書室との連携)

第37条 図書館は、公民館図書室の図書等の収集、整理、保存及び除籍について、並びに相互における個人貸出しに係る業務について、これらを公民館図書室と連携して実施し、もって利用者の利便に資するよう努めるものとする。

- 2 前項に定める連携に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

(図書館カードの共用等)

第38条 第11条第1項に規定する図書館カードは、公民館図書室の図書等の貸出しにおいても利用することができる。

- 2 第11条に規定する図書館カードの申請及び交付は、これを公民館図書室においてもすることができる。

(学校等との連携)

第39条 図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)及びその実施に係る計画等に基づいて、学校、保育所その他関係機関等との相互の連携を図り、子どもの読書活動の推進に努めるものとする。

第9章 図書館資料の複写

(図書館資料の複写)

第40条 図書館は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、図書館資料の複写を行うことができる。

- 2 図書館資料を複写しようとする者は、これを図書館に申し出るものとする。
- 3 前項により図書館資料の複写を申し出た者は、図書館資料の複写のために必要な経費を負担しなければならない。

第10章 川西市図書館協議会

(会長及び副会長)

第41条 条例第8条の規定に基づく川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は会務を総理して協議会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第42条 協議会は、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項に規定する職務を行う。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第43条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第44条 第41条から前条までに定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第11章 補則

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て図書館長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

- 2 川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年川西市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

付 則(平成17年8月26日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年5月29日教委規則第11号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則(平成20年3月27日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により個人貸出資料の郵送等の貸出サービスを受けている者については、この規則による改正後の川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により個人貸出資料の郵送等の貸出サービスを受ける者とみなす。

付 則(平成21年3月27日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長の承認を得て図書館長が別に定める。

(川西市立図書館事務分掌規則の一部改正)

- 3 川西市立図書館事務分掌規則(平成3年川西市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成24年7月6日教委規則第10号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成30年3月26日教委規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年7月20日教委規則第9号)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

川西市立中央図書館公衆無線LAN（Wi-Fi）サービス利用規約

（目的）

第1条 この規約は、川西市立中央図書館（以下「図書館」という。）が、来館者の図書館利用の利便性の向上を図るために整備した公衆無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

（サービス内容）

第2条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用して自己の機器をインターネットに接続することができる。

（利用場所及び利用時間）

第3条 本サービスの利用場所及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、利用時間については、図書館が必要と認めた場合は変更することができるものとする。

- (1) 利用場所 図書館4階 館内南側部分
図書館5階 調査相談室、視聴覚室（解放時のみ）
- (2) 利用時間 図書館の開館時間に準じる。1回の接続につき1時間までとする。

（利用者の資格）

第4条 利用者の資格は個人に限るものとし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、図書館が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（本サービスの利用）

第5条 本サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。また、本サービスを利用するための図書館への申請等は不要とする。

- 2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 本サービスの利用に際し、Wi-Fi機能を搭載したパソコンやスマートフォン等の通信端末（以下「端末」という。）端末に供給する電源及びWebブラウザ等は、利用者が準備するものとする。
- 4 本サービスを利用するための端末等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続する端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう十分に配慮して利用するものとする。

7 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の停止・取消)

第6条 図書館は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号で掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と図書館が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスを通じて次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の図書館利用者、第三者もしくは図書館の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の図書館利用者、第三者もしくは図書館の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の図書館利用者もしくは図書館に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の図書館利用者や第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はそれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) ゲーム・遊興・ネット動画・テレビ等の娯楽目的での利用や電子商取引での利用など、公共の施設では相応しくない行為
- (10) ユーザーID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用、もしくは提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数の大量メールを送信する行為
- (13) 大容量のダウンロード・アップロードやファイル共有ソフトウェアの使用、バックアップ等、大量のデータを通信するおそれのある行為
- (14) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による他の図書館利用者への迷惑行為

- (15) 営利目的のために行う行為
 - (16) 図書館の電源を利用する行為（5階調査相談室のパソコン席を除く）
 - (17) その他、法令に違反、もしくは違反するおそれのある行為または図書館が不適切であると判断した行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わないものとする。

（運用の中止）

第8条 図書館は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常通りできなくなった場合
- (3) 本サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、図書館が、本サービスの運用上、一時的なサービスの中断が必要と判断した場合

2 本サービスの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

（免責等）

第9条 図書館は、本サービスのサービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報消失、利用者コンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

3 電波の伝搬状況等による通信速度や品質等の低下、通信の断絶、図書館内での利用可能範囲について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

6 図書館は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のアプリの使用および

Webサイトへの接続を制限することができるものとする。

7 図書館は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができるものとする。

8 図書館は、本サービスの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。

9 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更及び全部又は一部を廃止することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

令和4年度版

図書館年報

発行日 令和4年11月

編集・発行 川西市立中央図書館

〒666-0033

川西市栄町25番1号「アステ川西」内

TEL 072-755-2424

FAX 072-755-2458

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kawanishi/>